

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第3号

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第13条 削除</u>	<u>(給水契約の申込み)</u> <u>第13条 条例第19条に規定する給水の申込みは、所定の事項を記載した申込書の提出をもって行うものとする。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。